

公認柔道指導者資格「復活申請」の手続方法

A. 登録不備にて失効となっている方【未登録、区分相違（社会人・大学生）】

- ①資格「復活申請書」（様式1）を東京都柔道連盟に提出してください。
（持参、郵送）
- ②復活審査料として¥5,000をお支払い下さい。
「復活申請書」提出時に納付してください。（持参、現金書留、振込）
ただし過去の未登録年度を埋めることはできません。
- ③必要書類の内容、全柔連登録を確認後、全日本柔道連盟に申請し、審査・判定が行われます。
- ④判定結果が出ましたら、所属の加盟団体を通してご連絡いたします。

※指導者資格登録が有効になるよう、全日本柔道連盟にてシステムに情報が反映されます。

B. 更新講習会未受講にて失効となっている方

- ①更新講習会を受講して下さい。
- ②受講後、資格「復活申請書」（様式1）および「修了証」の写しを加盟団体を通して、東京都柔道連盟に提出してください。
- ③必要書類の内容、全柔連登録を確認後、全日本柔道連盟に申請し、審査・判定が行われます。
- ④判定結果が出ましたら、所属の加盟団体を通してご連絡いたします。

※指導者資格登録が有効になるよう、全日本柔道連盟にてシステムに情報が反映されます。

C. 指導者ライセンスの登録が未登録の場合

- ①「指導者ライセンス登録未登録者 承認申請書」に必要事項を記入し、所属の加盟団体を通して東京都柔道連盟に提出して下さい。
- ②登録（取得年度以降）と指導者認定、任期、更新講習の受講等を確認します。
- ③指導者ライセンスが有効であると確認できましたら、加盟団体に連絡を致します。
- ④オンラインシステムで指導者ライセンスの登録手続きをしてください。
（該当する指導者資格保持者データがありません）と表示されますが、そのままお進みください。都柔連にて承認をいたします。

【ご注意ください】

- ・「指導者資格登録」を有効にするためには、当該年度の全柔連会員登録が必須で毎年継続して指導者資格登録を行っている事が条件となります。
- ・過去に「復活申請」を行った方は、復活を認められません。

(ABC 準指導員を通して、1人1回のみ申請できます)

- ・登録不備による「復活申請」の期限は、平成29年1月末まで。それ以降の申請は受け付けません。(全日本柔道連盟 公認指導者資格登録規程 第6条(2)による)
- ・必要書類の提出から判定までは、お時間がかかることをあらかじめご了承ください。

【指導者資格について】

- ・所属の指導者資格保持者について、ご不明な点(取得年度、任期、更新講習の受講等)がございましたら、都柔連宛にお問い合わせください。